

慶應義塾中国文学会会則

第1条 本会は慶應義塾中国文学会と称する。

第2条 本会は以下の三項を目的とする。

1. 中国文学・哲学・史学・語学・日本漢学等の研究の発展に寄与することを目的として、慶應義塾に関係する研究者に学術交流の場を提供する。
2. 国内外の研究者との研究交流の促進を図る。
3. 慶應義塾における当該領域の研究者の育成に寄与する。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究発表を中心とする年次大会を開催する。
2. 機関誌『慶應義塾中国文学会報』を刊行する。
3. その他の必要と認められる事業を行う。

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する会員から構成される。会員は通常会員と準会員とを設ける。通常会員は、年次大会における研究発表および機関誌『慶應義塾中国文学会報』への投稿の資格を有し、『慶應義塾中国文学会報』の頒布を受けることができる。準会員は、年次大会における研究発表および『慶應義塾中国文学会報』への投稿の資格は有さないが、『慶應義塾中国文学会報』の頒布を受けることができる。会員の入退会規定については内規により別途定める。

第5条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってこれに当てる。毎年度初めに所定の会費を納入するものとする。会費については内規により別途定める。

第6条 本会には次の役員を置く。各役員の構成・職掌・任期・選出方法等については内規により別途定める。

1. 会長 1名
2. 理事 若干名
3. 監事 若干名

第7条 本会の議決機関として総会を開催し、本会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する。総会については内規により別途定める。

〔付則〕 1. 本会の事務局は次の所在地に置く。

108-8345 東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学文学部中国文学専攻研究室内

2. 本会の設立年月日は、2016年12月3日とする。

3. 本会則は、2016年12月3日より施行する。

4. 本会則および諸内規の改廃については、理事会の議を経て総会がこれを決定する。

慶應義塾中国文学会役員に関する内規

1. 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 (1名)

本会を代表し会務を統べ、理事長を兼ねる。理事の中から互選により選出し、総会の承認を得る。

(2) 理事（若干名）

理事会を組織し、総務・会計・大会・機関誌等の会務を執行する。会長が通常会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(3) 監事（若干名）

監事会を組織し、会計を監査する。会長が通常会員の中から指名し、総会の承認を得る。

2. 役員は任期3年とし、再任を妨げない。

慶應義塾中国文学会会費に関する内規

1. 通常会員の会費は年額 5,000 円とする。ただし、学生（大学院生含む）は 4,000 円とする。
2. 準会員の会費は年額 3,000 円とする。
3. 会長、理事の任にある会員の会費は年額 10,000 円とする。
4. 会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

慶應義塾中国文学会総会に関する内規

1. 総会は、本会の議決機関として、本会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する。
2. 総会は、通常会員をもって組織する。
3. 総会は、定例総会および臨時総会とする。定例総会は、毎年 1 回、当該年度の年次大会の時に開催する。臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。
4. 次の事項は、定例総会において承認を受け、または審議決定されなければならない。
 - (1) 役員の選任
 - (2) 会務報告および事業計画
 - (3) 前年度収支決算、会計監査報告および当該年度収支予算
 - (4) その他総会または理事会が必要と認めた事項
5. 総会における議事の決定は、出席者の過半数の同意を要する。
6. 特別の事情のある場合、会長は、理事会の議に基づき、臨時総会の開催に代えて「通信の方法による総会」を実施することができる。

慶應義塾中国文学会会員の入退会に関する内規

1. 本会への入会は、所定の入会申込書（理事1名を含む本学会員の紹介者2名が必要）を提出のうえ、理事会の承認を経て、総会に報告される。
2. 会員の退会は、本人の申請に基づき、理事会の承認を経て、総会に報告される。

3. 会員が会費を連続3年間未納の場合は、退会扱いとする。

慶應義塾中国文学会『慶應義塾中国文学会報』掲載論文に関する内規

1. 『慶應義塾中国文学会報』には、中国文学・哲学・史学・語学・日本漢学等に関連する論文・訳注・翻訳等を掲載する。
2. 『慶應義塾中国文学会報』の編集には、機関誌担当理事の下に編成される編集委員会がその任に当たる。
3. 投稿資格は、本会通常会員に限る。
4. 投稿原稿は、未公開のものに限る。ただし、口頭で発表し、これを初めて文章化した場合は未公開と見なす。
5. 投稿原稿については、編集委員会で定めた複数の査読者による厳正な審査を経て、掲載の可否を決定する。
6. 採用された原稿は、冊子体に印刷して公開するほか、ウェブサイト・リポジトリ等に公開する。
7. 電子媒体やネットワーク上の公開などに伴う著作権の問題については、本会の決定に従うものとする。また公開先・公開方法について将来改変があった場合も、同会の決定に従うものとする。
8. 投稿規定に関しては別途定める。

慶應義塾中国文学会『慶應義塾中国文学会報』投稿規定

1. 投稿は、本会通常会員に限る。ただし、投稿以外に、会員または非会員に執筆を依頼した論文・書評・紹介等を掲載することがある。
2. 使用言語は、日本語・中国語のいずれかとする。ただし、漢字体は、常用漢字体（新字体）、正字体（旧字体）、簡体字、繁体字を使用することができる。
3. 投稿エントリーは、慶應義塾中国文学会事務局（機関誌担当）宛〈gakkai@keiochina.jp〉に行う。締め切り期日は、毎年7月末日とする。投稿エントリーにあたっては、慶應義塾中国文学会オフィシャルサイト（<http://www.keiochina.jp/top5-chugokugakkai.html>）からエントリーシートをダウンロードし、必要事項を記入の上、提出する。
4. 投稿原稿の締め切り期日は、毎年9月末日（当日消印有効）とする。
5. 投稿原稿は、本文・注・図版等をあわせて、400字詰め原稿用紙で50枚、20,000字とする。
6. 図版の掲載等に当たり著作権等の権利問題が生じる場合は、執筆者が責任をもって解決する。
7. 投稿原稿は、Word形式およびPDF形式の2種類の電子媒体（デジタルファイル）を電子メールに添付する方法で下記まで提出する。

慶應義塾中国文学会事務局（機関誌担当）宛〈gakkai@keiochina.jp〉

8. 投稿原稿提出の際には、投稿エントリー後に事務局（機関誌担当）から送付される「投稿者・

投稿原稿情報」(別紙)を電子媒体に添えて提出する。

8. 執筆者による校正は、再校までとする。
9. 執筆者には抜刷 20 部を進呈する。抜刷の追加注文は自己負担とする。

慶應義塾中国文学会年次大会研究発表に関する内規

1. 慶應義塾中国文学会年次大会では、中国文学・哲学・史学・語学・日本漢学等に関連する研究発表をおこなう。
2. 研究発表の応募は、本会通常会員に限る。ただし、応募による研究発表以外に、会員または非会員に研究発表あるいは講演を依頼することがある。
3. 使用言語は、日本語・中国語のいずれかとする。
4. 研究発表のエントリーは、慶應義塾中国文学会事務局(大会担当)宛〈gakkai@keiochina.jp〉におこなう。締め切り期日は、毎年 3 月 15 日とする。エントリーにあたっては、慶應義塾中国文学会オフィシャルサイト (<http://www.keiochina.jp/top5-chugokugakkai.html>) からエントリーシートをダウンロードし、必要事項を記入の上、提出する。
5. 研究発表の可否については、理事会における協議を経て、決定する。
6. 研究発表時間は、原則として、発表 20 分、質疑応答 10 分とする。ただし、詳細については、慶應義塾中国文学会事務局(大会担当)から正式に通知される。